

福岡県農薬指導士認定事業実施要領の運用について

制定	昭和62年11月6日	62農技第812号
改正	平成12年2月22日	11農技植第133号
改正	平成20年3月31日	19農技第7446号
改正	平成21年11月25日	21農安第1628号
改正	平成22年2月18日	21農安第2612号
改正	平成25年3月22日	24食地産第3154号
改正	平成25年9月10日	25食地産第1280号
改正	平成26年10月21日	26食地産第1706号
改正	平成27年3月27日	26食地産第3409号
改正	平成27年11月4日	27食地産第1792号
改正	平成28年9月23日	28食地産第1444号
改正	平成30年12月1日	30食地産第1845号
改正	令和2年12月28日	2食地産第2826号
改正	令和6年3月21日	5食地産第2235号
改正	令和7年9月9日	7食地産第1294号

第1 研修の実施について

1 農薬指導士養成研修の受講資格について

福岡県農薬指導士認定事業実施要領（以下「要領」という。）第2の2の（2）の①の農薬指導士養成研修（以下「養成研修」という。）の受講資格者は、養成研修受講年度の3月末時点において満20歳以上で、次のいずれかに該当する者とする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

- （1）農薬販売業者の責任者で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上あり、原則として毒劇物取扱責任者の資格を有している者。
- （2）農薬販売業者の従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者。
- （3）防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者
- （4）ゴルフ場のグリーンキーパー又はこれを補佐する者等で現に防除業務を管理指導し、又は防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者
- （5）農業者、農協の営農指導員、直売所の責任者等で農薬の適正使用に関して指導又は助言を行う者のうち、実務経験がおおむね2年以上の者
- （6）その他知事が特に必要と認める者

2 研修の受講申請について

- (1) 養成研修を受講しようとする農薬取扱業者は、別記様式第1号の福岡県農薬指導士養成研修受講申請書（以下「養成研修申請書」という。）に所定事項を記入のうえ、別記様式第1号の2の履歴書及び実務経験証明書と誓約書を添えて知事に申請するものとする。
- (2) 要領第2の2の(2)の②の農薬指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を受講しようとする農薬指導士は、別記様式第2号の福岡県農薬指導士更新研修受講申請書（以下「更新研修申請書」という。）に所定事項を記入のうえ、知事に申請するものとする。
- (3) (2)による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。
- (4) 知事は、当該農薬取扱業者が勤務する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が県内にある場合に限ってこれを受理する。

3 研修のカリキュラムについて

研修のカリキュラムは、要領第2の2の(1)の農薬指導士認定委員会（以下「委員会」という。）が養成研修については別紙1を、更新研修については別紙2を基準として定める。

第2 農薬指導士認定試験の実施及び合格判定基準について

- 1 要領第2の2の(3)の農薬指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の項目、判定基準、出題要領及び配点は、委員会が別紙3を基準として定める。
- 2 試験時間は、90分程度とする。
- 3 認定試験の合格基準は、委員会で別途決定する。
- 4 認定試験の免除について
 - (1) 次のいずれかに該当する者については、農薬指導士に準ずる者として取扱い、認定試験は免除する。
 - ① 他の都道府県知事が認定した「農薬指導士等」
 - ② 全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」
 - ③ 全国農薬協同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」
 - ④ 公益社団法人緑の安全推進協会会長が認めた「緑の安全管理士」
 - (2) (1)のいずれかに該当する者は、養成研修の受講申請時に、別記様式第9号の福岡県農薬指導士認定試験免除願（以下「免除願」という。）に所定事項を記入のうえ、養成研修申請書に添付して提出するものとする。

第3 認定証の交付、再交付及び返納について

- 1 知事は、要領第2の2の(4)により農薬指導士として新たに認定した者に対して別記様式第3号の福岡県農薬指導士認定証(以下「認定証」という。)を交付する。
- 2 知事は、要領第2の2の(4)により農薬指導士の認定期間を更新した者に対して新たな認定証を交付する。
- 3 知事は、要領第2の2の(4)により認定した農薬指導士から、別記様式第4号の福岡県農薬指導士認定カード交付願が提出された場合は、別記様式第5号の福岡県農薬指導士認定カード(以下「認定カード」という。)を交付する。
なお、要領第2の2の(4)により認定した農薬指導士から、別記様式第2号の更新研修申請書が提出され、認定カードの交付の有無について記載がある場合は、これをもって福岡県農薬指導士認定カード交付願に代えることができるものとする。
- 4 認定証又は認定カードを紛失もしくは汚損した農薬指導士は、別記様式第6号の福岡県農薬指導士認定証等再交付願により知事にその旨を届け出て、認定証又は認定カードの再交付を受けることができる。
なお、認定証又は認定カードを紛失もしくは汚損した農薬指導士から、別記様式第2号の更新研修申請書が提出され、認定証又は認定カードの再交付の有無について記載がある場合は、これをもって福岡県農薬指導士認定証等再交付願に代えることができるものとする。
- 5 3および4による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。
- 6 農薬指導士である者が、第1の1に規定する受講資格を有しなくなったときは、認定証及び認定カードを速やかに知事に返納しなければならない。

第4 農薬指導士を設置している旨の店頭標示について

農薬指導士を設置している事業者は、認定証あるいは別紙4に定める標示のいずれかを店頭に掲げることができる。

第5 農薬指導士の氏名等の変更について

- 1 農薬指導士は、認定証に記載している氏名、又は認定時の項目に変更が生じたときは、速やかに別記様式第7号の福岡県農薬指導士変更届を知事に届け出なければならない。
- 2 1による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

第6 他の都道府県から転入した農薬指導士等について

- 1 他の都道府県において農薬指導士等の認定を受けた者が、その認定期間内に福岡県に勤務地を変更し、福岡県農薬指導士の認定を希望するときは、別記様式第8号の福岡県農薬指導士認定申請書(他都道府県認定者用)を提出しなければならない。
- 2 知事は、1による申請を行った者については、認定日から次回の養成研修までの期間(1年以内)に限り、福岡県農薬指導士として認定する。
- 3 2で認定された農薬指導士は、認定期間内に養成研修を受講しなければならない。
- 4 2で認定された農薬指導士は、養成研修を受講する際には、養成研修申請書に、認定証および免除願を添付して申請しなければならない。
- 5 2で認定された農薬指導士は、養成研修においては、第2の4の(1)の①の該当者に準じて改めて認定する。

第7 その他

防除業者のうち、植物防疫くん蒸を行う防除業者については、本事業の対象としない。